

第 20 号議案

小山栃木都市計画区域区分の変更について

栃木県知事から付議されたこのことについて、次のように提出します。

令和 8 (2026) 年 1 月 29 日

栃木県都市計画審議会会长 大 森 宣 晓

都政第 330 号

令和 8 (2026) 年 1 月 22 日

栃木県都市計画審議会

会長 大 森 宣 晓 様

栃木県知事 福 田 富 一

小山栃木都市計画区域区分の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

小山栃木都市計画区域区分の変更

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域と市街化調整区域との区分

「計画図表示のとおり」変更する。

2 人口フレーム

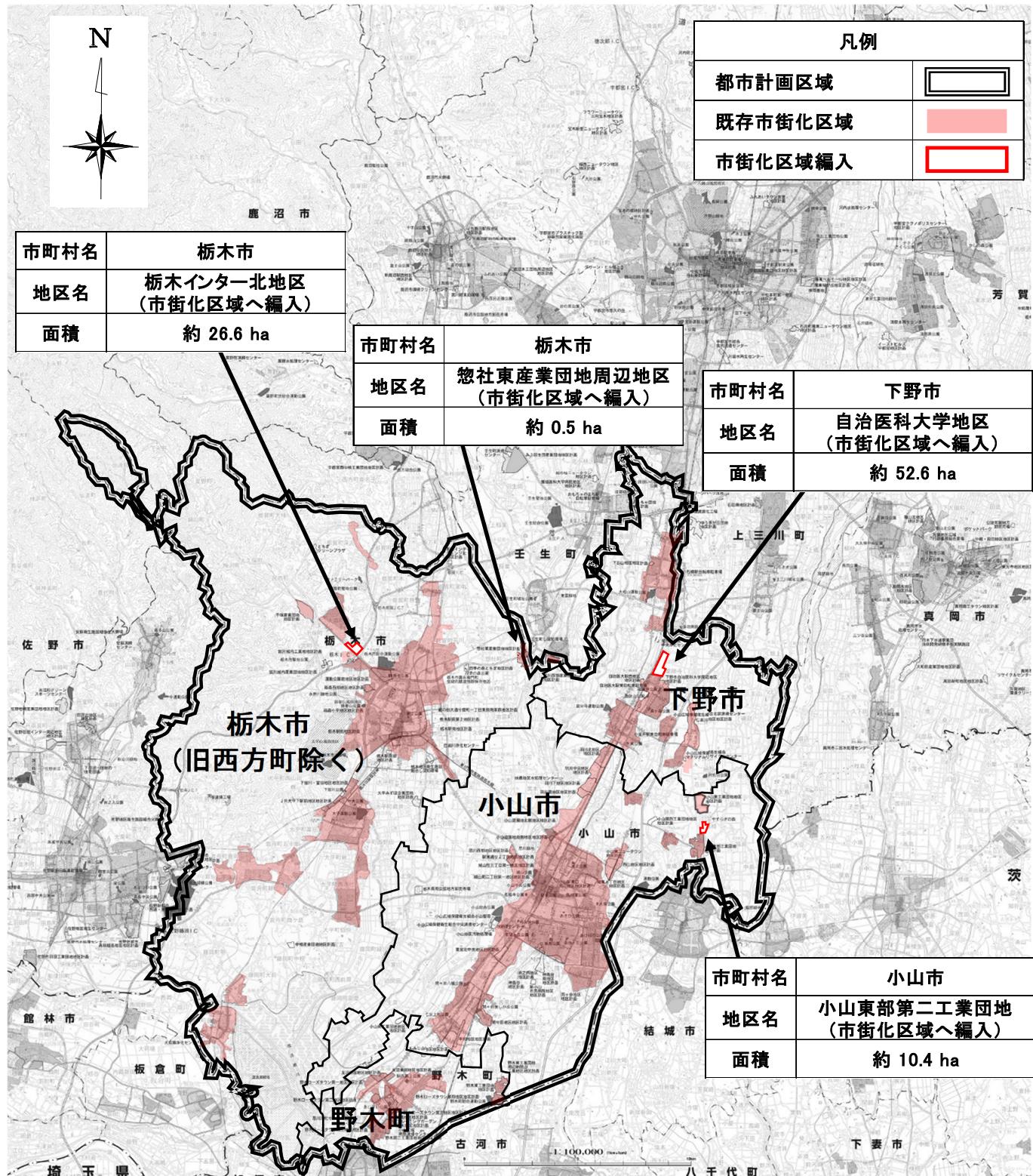
区 分	年 次	令和2年	令和12年
都市計画区域内人口		400.8 千人	382.0 千人
市街化区域内人口		279.9 千人	271.0 千人
配分する人口		—	267.4 千人
保留する人口		—	3.6 千人
(特定保留)		—	—
(一般保留)		—	3.6 千人

理 由

本都市計画区域における人口及び産業の現状並びに将来の見通しを勘案し、計画的な市街地整備を図るため、本案のとおり区域区分を変更する。

位置図

小山栃木都市計画区域区分の変更について



縮尺 1 : 250,000